（個人関連情報の第三者提供を行う際の確認に係る記録の作成）

第十八条の三　法第二十六条の二第三項において読み替えて準用する法第二十六条第三項の規定による同項の記録を作成する方法は、文書、電磁的記録又はマイクロフィルムを用いて作成する方法とする。

2　法第二十六条の二第三項において読み替えて準用する法第二十六条第三項の記録は、個人関連情報を第三者に提供した都度、速やかに作成しなければならない。ただし、当該第三者に対し個人関連情報を継続的に若しくは反復して提供したとき、又は当該第三者に対し個人関連情報を継続的に若しくは反復して提供することが確実であると見込まれるときの記録は、一括して作成することができる。

3　前項の規定にかかわらず、法第二十六条の二第一項の規定により、本人に対する物品又は役務の提供に関連して当該本人に係る個人関連情報を第三者に提供した場合において、当該提供に関して作成された契約書その他の書面に次条第一項各号に定める事項が記載されているときは、当該書面をもって法第二十六条の二第三項において読み替えて準用する法第二十六条第三項の当該事項に関する記録に代えることができる。

［新設］

（個人関連情報の第三者提供を行う際の記録事項）

第十八条の四　法第二十六条の二第三項において読み替えて準用する法第二十六条第三項の個人情報保護委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　法第二十六条の二第一項第一号の本人の同意が得られていることを確認した旨及び外国にある第三者への提供にあっては、同項第二号の規定による情報の提供が行われていることを確認した旨

二　個人関連情報を提供した年月日（前条第二項ただし書の規定により、法第二十六条の二第三項において読み替えて準用する法第二十六条第三項の記録を一括して作成する場合にあっては、当該提供の期間の初日及び末日）

三　当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

四　当該個人関連情報の項目

2　前項各号に定める事項のうち、既に前条に規定する方法により作成した法第二十六条の二第三項において読み替えて準用する法第二十六条第三項の記録（当該記録を保存している場合におけるものに限る。）に記録された事項と内容が同一であるものについては、法第二十六条の二第三項において読み替えて準用する法第二十六条第三項の当該事項の記録を省略することができる。

［新設］

（個人関連情報の第三者提供に係る記録の保存期間）

第十八条の五　法第二十六条の二第三項において準用する法第二十六条第四項の個人情報保護委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

一　第十八条の三第三項に規定する方法により記録を作成した場合　最後に当該記録に係る個人関連情報の提供を行った日から起算して一年を経過する日までの間